

## 居宅療養管理指導契約書

医療法人元気会わかさクリニック（以下「事業者」という）と

（以下「利用者」という）とは、居宅療養管理指導サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

### （目的）

第1条 事業者は介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより療養上の質の向上を図ります。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成 年 月 日 から訪問中止までとします

### （運営規程の概要）

第3条 事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、居宅療養管理指導サービスの内容等）、従業員の勤務体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

### （居宅療養管理指導の内容及びその提供）

第4条 事業者は、事業者に属する医師を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の居宅療養管理指導サービスを提供します。

### （居宅介護支援事業者等との連携）

第5条 事業者は、利用者に対して居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者またはその他保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に務めます。

### （協力義務）

第6条 利用者は、事業者が利用者のため居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

### （苦情対応）

第7条 事業者は苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した居宅療養管理指導サービスについて利用者、利用者の後見人又は家族から苦情の申立がある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

### （秘密保持）

第8条 1 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。  
2 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人又は家族に使用目的を説明し同意を得なければ使用することができません。

### （契約の終了）

第9条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 利用者が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- 2 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 3 利用者において、居宅療養管理指導サービスの提供の必要性がなくなったとき。
- 4 利用者が死亡したとき。

### （協議事項）

第10条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の法令に従い、事業者利用者の協議により定め  
ます。